

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

日本学生支援機構の給付奨学金に関する採用時の説明をいたします。

① 交付物の確認

● **給付奨学生証**
(給付奨学生採用決定通知)

② 説明の流れ

- **奨学生としての心構え**
- **知ってほしいこと**

では、配付資料を確認します。

皆さんのお手元に、「給付奨学生証」があるか確認してください。

「奨学生のしおり」は、奨学生証の裏面の「給付奨学生のしおり(ダイジェスト版)」を確認し、サイトにある「給付奨学生のしおり」を一読ください。

「給付奨学生証」がご自分のものであることを確認してください。

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。**
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。**
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。**

皆さんが採用となったこの給付奨学金は、消費税を財源として国が実施する給付型の奨学金です。

奨学生としての心構え

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

知ってほしいこと

2. 採用後の手続きについて

在籍報告（毎年4月・7月・10月）

（採用初年度は、7月・10月）

※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。

適格認定（家計）（毎年10月）

※支援区分の変更がある場合は給付月額が変更されます。
10月以降の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認してください。

適格認定（学業）（毎年学年末）

※給付奨学金継続願の提出（毎年12月～2月）

※学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金継続の可否等を判断します。
「適格認定」の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となる場合があります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求められることがあります。

奨学生として学生生活を送るうえで、奨学金に関する手続きの説明は必ず受けてください。

奨学金支給中の手続きには、主に3つあります。

1つ目は、在籍状況や通学状況を定期的に報告する「在籍報告」です。インターネットを通じて報告します。

2つ目は、家計状況により毎月の支給月額を見直す、「家計による適格認定」です。見直しの結果、10月からの支給月額が変更になることがあります。

なお、「家計による適格認定」は提出していただいたマイナンバー等を利用して、日本学生支援機構が行います。

3つ目は、「学業による適格認定」です。

まず、毎年12月～2月ごろに、インターネットを通じて「給付奨学金継続願」を提出します。

年に1回、1年間の受給状況などを確認し、来年度も奨学金の継続を希望するかどうかの手続きを行います。

そのうえで、学業成績などの観点により、奨学金の継続が認められるか学校が判定し、日本学生支援機構に報告します。

その報告を受けて、日本学生支援機構は奨学金の継続や打ち切り等の必要な措置を行います。

（なお、2年制以下の課程や、高等専門学校においては、「学業による適格認定」は半年ごとに実施します。

ただし、「給付奨学金継続願」の提出は、年に1回のみとなります。）

3. 採用後の提出が必要なもの

自宅外通学の取扱いについて

- 自宅外通学を選択して採用となった場合も、自宅通学の給付月額で振込が開始されます。
- 自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、学校に申し出て、所定の用紙（「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」）と証明書類（アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等）を提出してください。
※自宅外通学の要件：日本学生支援機構ホームページの「自宅外通学要件確認チャート」を確認。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zitakugai.html>
- 所定の用紙や証明書類に基づいて審査が行われ、不備がなければ審査完了後に、自宅外通学開始月からの差額がまとめて振り込まれます。
※提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。速やかに不備なく書類をととのえてください。
※証明書類の提出期限は必ず学校に確認してください。



自宅外通学の取扱いについてです。

自宅外通学を選択して採用となった場合も、自宅通学の給付月額で振込が開始されます。

自宅外通学の給付月額の支給を希望する方は、学校へ申し出て「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」を受け取り、自宅外証明書類をあわせて提出期限までに学校へ不備がないように提出してください。

自宅外通学の要件は、日本学生支援機構ホームページにある「自宅外通学要件確認チャート」を確認してください。

提出期限までに不備なく提出された場合は、機構での書類審査完了後に、自宅外通学開始月からの自宅外月額との差額がまとめて振り込まれます。

3. 採用後の提出が必要なもの

● 他の国費（※）による給付金との重複

他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。所定の用紙（給付奨学金「在留資格証明書類」提出書）と証明書類（「在留カード」のコピー等）を学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）

他の国費による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。

他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は届出が必要ですので、学校に申し出てください。

外国籍の場合、奨学金の支給を受け続けるためには、在留資格等の要件を満たしていること、及び在留期間が満了していないことが必要です。

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、「在留カード」のコピー等の証明書類と証明書類及び「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」（所定の用紙）を学校に提出してください。

4. 連絡が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。
※手続きを行う場合は、提出期限があります。

 奨学生のしおり
第一部 2、3、4.

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 留学※学籍が「休学」の場合	<input type="checkbox"/> 転学部(科)
<input type="checkbox"/> 停止(奨学生による申出)	

続いて、奨学金担当窓口への連絡が必要なときについて説明します。

在学中に奨学金が不要になった場合などは、奨学金担当窓口へ連絡が必要となります。

特に、休学したり退学したりする場合には、何月分まで奨学金を受け取ることができるかを、学校で確認する必要があります。

受け取ることが出来ない月以降に、振り込まれてしまった奨学金は、皆さんが金融機関に行って返金しなければなりません。

休学や退学の予定がある場合は、すぐに、奨学金担当窓口へ連絡してください。

また、それぞれの願い出には、提出期限があります。

提出期限を過ぎてしまうと処理できないこともありますので、期限は必ず守ってください。

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- 毎月、奨学金の振込みを確認するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。
- 定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、**家計急変の事由が生じた場合は家計急変採用**により申し込むことができます。
※ 希望者は学校に相談してください。



奨学生のしおり
第一部 10

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。

最後に繰り返しとなりますが、日本学生支援機構の奨学金は国が実施する給付型の奨学金です。

- ・ 毎月、奨学金の振込みを確認するため、振込口座の通帳に記帳してください。
- ・ 奨学金に関する説明会には出席し、書類の提出期限は守ってください。
- ・ 休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口
- ・ 家計急変の事由が生じた場合は、家計急変採用により申し込むことができます。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。